

第97回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

事業報告

主要な営業所及び工場
主要な借入先の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
新株予約権等の状況
責任限定契約の内容の概要
役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
会計監査人の状況
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本
計算書類に係る会計監査報告書 謄本
監査等委員会の監査報告書 謄本

第97期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

株式会社 日阪製作所

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本総会におきましては、会社法に基づく書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に対して一律に、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りすることとしております。

主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

①当社

本店：大阪市北区
東京支店：東京都中央区
名古屋支店：名古屋市中区
九州支店：福岡市博多区
北九州支店：北九州市小倉北区
鴻池事業所：大阪府東大阪市
生駒事業所：奈良県生駒市
青梅事業所：東京都青梅市

②重要な子会社

株式会社日阪プロダクツ：東京都青梅市
小松川化工機株式会社：東京都千代田区
株式会社オートマチック・システムリサーチ：埼玉県三郷市
HISAKAWORKS S.E.A. SDN. BHD.：マレーシア
HISAKAWORKS SINGAPORE PTE. LTD.：シンガポール
HISAKAWORKS VIETNAM CO., LTD.：ベトナム
日阪（中国）機械科技有限公司：中国
HISAKA MIDDLE EAST CO.,LTD.：サウジアラビア

（注） 小松川化工機株式会社及び株式会社オートマチック・システムリサーチは、2026年4月1日を効力発生日として、小松川化工機株式会社を存続会社、株式会社オートマチック・システムリサーチを消滅会社とする吸収合併を行いました。

主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入金の金額に重要性が無いため、記載を省略しております。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円と法令で定める最低限度額とのいずれか高い額であります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員及び従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った場合には填補の対象としないこととしております。

会計監査人の状況

①名称 太陽有限責任監査法人

②報酬等の額

イ. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

28百万円

ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28百万円

(注) 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることにいたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「株主の権利・平等性の確保」、「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」、「適切な情報開示と透明性の確保」、「取締役会等の責務」、「株主との対話」の5つの基本原則を適切に実践することを通じ、あらゆるステークホルダーの立場を踏まえ、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定体制を構築・維持し、企業価値のより一層の向上を目指すこととしております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制・システム（以下、「内部統制」という）を整備し、以下のとおり内部統制基本方針を定めております。

①定義・目的

- (a) 「内部統制」とは、①業務の有効性・効率性、②財務報告の信頼性の確保、③法令・定款等の遵守、④資産の保全の目的を実現するための、統制環境・リスク評価と分析・統制手段・情報の伝達・監視活動・ITの活用を構成要素として、当社において定め、且つ、当社の社員等（「社員等」には、当社及び当社子会社の正社員、取締役（監査等委員を含む）、執行役員等の役員、契約社員、限定社員、派遣社員等を含む）によって履践されるべき、当社の全ての業務に組み込まれたプロセス及びプロセスを包含する体制全体の総称とする。
- (b) 本基本方針は、以下の内部統制の体制整備によりコンプライアンス経営を実現できるガバナンス体制の構築、サステナビリティ経営を実現することを目的とする。

②当社及び当社子会社の取締役その他の社員等の業務・職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- (a) 経営理念『五原則』をはじめとするコンプライアンス体制にかかる諸規程を社員等が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (b) 行動規範の徹底を図るため、リスク管理委員会を設け、コンプライアンス違反を含むリスク全般を横断的に統括する。リスク管理委員会は定期的にコンプライアンスに関わるアセスメントを実施し、継続的な対策を推進するとともに、これらの活動を定期的にサステナビリティ委員会及び監査等委員会に報告する。また、サステナビリティ推進室は社員等へのコンプライアンスに関する啓発を企画立案する。
- (c) 取締役及び本部長職は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (d) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況について適宜内部監査を行い、その改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (e) 法令等疑義のある行為等についての正規の直接情報提供・収集手段として社内通報制度（ホットライン）を設置・運営し、同時に公益通報者保護を図るものとする。
- (f) 子会社を含むグループ全体の経営管理を行うため、関係会社管理規程を整備し、グループでのコンプライアンス上、重要な事項は当社の取締役会等で報告・決議する。

③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 法令及び社内規程に従い、取締役の業務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、一括して単に「文書」という）に記録し、保存する。取締役は、常時、これらの文書を閲覧出来るものとする。
- (b) 前項の対象文書は、株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録、経営企画会議議事録、役員部長会議事録、その他代表取締役社長の特命により設置した会議体の議事録・協議書、取締

役を最終決裁者とする稟議書、会計帳簿・計算書類・出入金等会計伝票・税務申告書、重要な契約書、官公庁・証券取引所等の公的機関に提出した書類の写し、並びに株券等の売買届出書とする。

④当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理委員会を設け、リスク全般を横断的に統括する。
- (b) リスク管理委員会は、定期的なアセスメントを実施し、当社が持続的に事業を営む上でのリスクを事前に把握し、継続的な対策を取る。また、これらの活動を定期的にサステナビリティ委員会及び監査等委員会に報告する。
- (c) 内部監査部門は、リスク管理の状況について適宜内部監査を行い、その改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (d) 当社の事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を整備する。
- (e) 関係会社管理規程に従い、子会社のリスク管理体制を整備する。
- (f) 内部統制を含むサステナビリティに関する社員等への研修・啓発を適時行う。

⑤当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理体制により取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (a) 職務権限・意思決定ルールの方策
- (b) 社内取締役を構成員とする常務会及び経営企画会議の設置
- (c) 取締役会による年度事業（経営）計画・中期事業（経営）計画（以下、一括して単に「計画」という）の方策、方策した計画に基づく各事業部門の業績目標と予算案の方策（承認は取締役会）、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施、各事業部門からの定例報告のレビュー及び改善策の実施
- (d) 取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化を目的とした取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を過半数として構成される「指名・報酬委員会」の設置

⑥当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役等はその職務の執行状況について子会社を担当する当社の取締役を通じ経営企画会議等で定期的に報告を行う。また、担当する当社の取締役は子会社の取締役等からの報告事項について適宜意見を述べる等、子会社の職務執行について監督する。

⑦当社の監査等委員会がその職務を補助すべき者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項及びその者の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助者に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査等委員会から要請がある際には、会計に精通した人材の配置を配慮する。
- (b) 当該者の人事異動・人事評価・懲戒等は、全て事前に監査等委員会の承認を要するものとする。

⑧当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (a) 当社の取締役及び社員等が当社の監査等委員会に報告するための体制

- i) 監査等委員会に報告すべき事項は、監査等委員出席の会議（取締役会・経営企画会議）を除き、月次の経営状況として重要な事項、内部監査状況、リスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、社内通報制度による通報状況・内容、その他サステナブルマネジメント規程に定める諸事項とし、その他の事項の定例報告が必要な場合には監査等委員会の要請として取締役会で協議の上、決定する。

- ii) 社員等は、上司への報告・相談、社内通報の正規のルート以外でも、監査等委員会に適宜直接報告を行うことができるものとする。
- (b) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等またはこれらの者から報告を受けた者においては、(a)の体制により監査等委員会への報告を行う。
- (c) (b)の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告をした者は社員等からいかなる不利益をも受けない権利を有するものとし、社員等は報告をした者に対して通報したことを理由としていかなる不利益をも課してはならない。
- (d) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行に必要な専門家への調査、鑑定その他事務委託費及び旅費等の監査費用は効率性、適切性に留意し請求される。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会に対して、必要に応じて弁護士・公認会計士等への監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその環境整備

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断に取り組み、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針とする。

反社会的勢力排除に向け、警察当局、企業防衛協議会等の関係機関と連携し、反社会的勢力の情報及び動向を収集する体制を構築するとともに、社内外での諸研修等を通じて、反社会的勢力への対応についての教育、研修を実施する。

⑪業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(a) 重要な会議の開催状況について

当社は取締役が出席する経営企画会議を設置し、定期的を開催しております。当該会議では、当社及び当社子会社における業務の適正を確保するため、業務上判断が必要となる施策の検討や規程の承認等中長期的な視点に立った協議を行っております。

(b) リスクマネジメント体制について

当社では、リスクマネジメントを推進するため、事業継続計画（BCP）や情報システム、雇用・人材・各種業務に係る事業リスクをチェックし、定期的にリスク管理委員会へ報告しております。収集された情報は、サステナビリティ委員会にて確認し、課題対応等について適宜指示する体制を取っております。

(c) コンプライアンス体制について

当社では、行動規範を定め、リスク管理委員会により法令遵守の状況の確認を行うとともに、法令や社会規範等の改正等に関する情報共有に努めております。

(d) 監査等委員の業務の適正を確保する体制への関わりの状況について

当社では、常勤監査等委員が社内の重要な会議に積極的に出席し、業務の適正を確認する機会を得ております。また、コンプライアンス上の問題やリスク要因となりうる情報を直接受け取ることができる内部通報制度を設置し運用を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,150	5,438	44,369	△1,321	52,635
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,364		△1,364
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,449		3,449
自己株式の取得				△1,344	△1,344
自己株式の処分		9		38	48
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△223			△223
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					－
当 期 変 動 額 合 計	－	△213	2,085	△1,306	565
当 期 末 残 高	4,150	5,224	46,454	△2,627	53,201

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 勘 定 調 整	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 利 益 包 括 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	5,824	△8	762	431	7,009	374	60,019
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,364
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							3,449
自己株式の取得							△1,344
自己株式の処分							48
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△223
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,029	△20	594	225	2,829	△134	2,694
当 期 変 動 額 合 計	2,029	△20	594	225	2,829	△134	3,260
当 期 末 残 高	7,854	△29	1,357	657	9,839	239	63,280

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 8 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社日阪プロダクツ
HISAKAWORKS S.E.A. SDN. BHD.
HISAKAWORKS SINGAPORE PTE. LTD.
HISAKAWORKS VIETNAM CO., LTD.
HISAKA MIDDLE EAST CO.,LTD.
日阪（中国）機械科技有限公司
小松川化工機株式会社
株式会社オートマチック・システムリサーチ

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 HISAKA WORKS (THAILAND) CO.,LTD.
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2 社
- ・ 主要な会社等の名称 HISAKA WORKS (THAILAND) CO.,LTD.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 会社等の名称 HISAKA KOREA CO.,LTD.
HISAKA ALSHARQ ALAWSAT TRADING AND MAINTENANCE LLC
HISAKA ARABIA HEAT EXCHANGER TRADING - L.L.C - O.P.C
- ・ 持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
日阪（中国）機械科技有限公司	12月31日 ※

※連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法又は償却原価法（定額法）により算定）

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

- ・ 製品、半製品、原材料

主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・ 仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 5～50年
機械装置及び運搬具 3～17年
- ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)
・ 自社利用のソフトウェア 当社及び各連結子会社における利用可能期間 (3～5年) に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産
・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 製品保証引当金 当社及び国内連結子会社は販売した製品の無償サービス費用に充てるため、特定のものについては個別に検討して必要額を計上し、その他は売上高に過年度の実績比率を乗じて計上しております。
- ハ. 受注損失引当金 当社及び国内連結子会社は受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることのできる受注案件について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ニ. 賞与引当金 当社及び国内連結子会社は従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

- 当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- イ. 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
当社グループは、プレート式熱交換器・殺菌装置・滅菌装置・染色仕上機器・ボールバルブなどの製品及び部品の製造・販売及びそれに伴う据付工事・試運転等を主な事業としており、これらを顧客と約束した仕様及び品質の装置等を提供することを履行義務として認識しております。
- ロ. イの義務に係る収益を認識する通常の時点としては、以下のとおりです。
i. 据付工事、試運転等の現地における役務を伴う履行義務につきましては、検収を受けた時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。
ii. i 以外の製品・部品販売の履行義務につきましては出荷又は引渡時点において顧客に対する支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……売掛金、買掛金
- ハ. ヘッジ方針 為替リスク低減のため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であるものについては有効性が高いとみなされることから、決算日における検証を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る資産及び負債の計上基準

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

過去勤務費用については、発生時に全額費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員に対する報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。

これに係る会計処理については、報酬債権を付与日における株式の時価に基づいて計上し、当該報酬費用を対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

・ 受注損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

356百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な案件の損失見積額を受注損失引当金として計上しております。具体的には、受注損失引当金に関する規程に従い、定期的に見積原価総額の見直しを行い、見積原価総額が受注金額を超過した場合には、当該超過相当額を受注損失引当金として計上しております。

見積原価総額の算定は、市場価格の変動や受注案件の製品仕様等による影響を受けるため、不確実性が伴います。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

28,643百万円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(2) 輸出受取手形割引高

9百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	28,732,800株	一株	一株	28,732,800株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	1,475,638株	1,000,029株	36,800株	2,438,867株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による1,000,000株及び単元未満株式の買取り29株による増加分であります。

自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分36,800株による減少分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年5月15日 取 締 役 会	普 通 株 式	654	24	2025年3月31日	2025年6月9日
2025年11月14日 取 締 役 会	普 通 株 式	709	27	2025年9月30日	2025年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年5月19日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	736	28	2026年3月31日	2026年6月8日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金及び元本の安全性を第一とした運用を行っております。資金調達については銀行等金融機関からの借入や市場調達等によることとしております。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、常時顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては売上債権取扱規則に従い、取引先毎の期日管理や残高管理を徹底するとともに、主要な取引先の信用状況を一年ごとに把握する体制としております。また、海外顧客との取引もあることから、外貨建ての営業債権は常時為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては外貨建取引基準に従い、一定金額以上の外貨建営業債権について先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は株式であり、常時市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されております。株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であります。株式は、四半期ごとに把握した時価を取締役会に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、その全てが半年以内の支払期日です。また、海外調達があり、外貨建ての営業債務は常時為替の変動リスクに晒されておりますが、比較的少額且つ短期決済であることから原則先物為替予約は利用しておりません。

社債及び借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還期間及び返済期間は最大4年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権及び貸付金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」「(4)会計方針に関する事項」「⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売上債権取扱規則に従い、各事業部門の営業部が一定期間以上滞留している営業債権を定期的にモニタリングし、回収方法及び回収期日を管理するとともに、必要に応じて与信管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権債務に対する先物為替予約を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、管理部財務経理課にて外貨建営業債権の先物為替予約、記帳及び残高照合等を行っております。

iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各事業部門からの報告や債権債務の発生に基づき、管理部財務経理課が毎月資金繰計画を作成・更新し、適切な手許流動性を確保することで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
① 投資有価証券 其他有価証券(*3)	14,497	14,497	—
② 社債	(4,000)	(3,932)	△67
③ 長期借入金	(1,000)	(983)	△16
④ デリバティブ取引(*4)	(42)	(42)	—

(*1) 負債に計上されるものについては、()で表示しております。

(*2) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額741百万円）は、「其他有価証券」には含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注) 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
社債	1,332	2,668	—	—
長期借入金	333	666	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	14,497	—	—	14,497
デリバティブ取引 通貨関連	—	(42)	—	(42)

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	(3,932)	—	(3,932)
長期借入金	—	(983)	—	(983)

(*) 負債に計上されるものについては、()で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

社債、長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	熱交換器	プロセス エンジニアリング	バルブ	計		
日本	11,514	19,262	4,530	35,307	26	35,334
海外	5,714	3,143	652	9,510	—	9,510
顧客との契約から生じる収益	17,229	22,405	5,183	44,818	26	44,845
その他の収益	—	—	—	—	45	45
外部顧客への売上高	17,229	22,405	5,183	44,818	72	44,890

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、発電事業等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」「(4) 会計方針に関する事項」
「④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,812
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	11,711
契約負債（期首残高）	5,841
契約負債（期末残高）	3,059

契約負債は、主にプロセスエンジニアリング事業における顧客との据付工事、試運転等の現地における役務を伴う履行義務を有する契約に基づき、契約時や中間時、納入時に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、5,645百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は25,036百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、以下のとおり収益を認識することを見込んでおります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	20,757
1年超2年以内	3,735
2年超3年以内	400
3年超	142
合計	25,036

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,397円55銭

(2) 1株当たり当期純利益

130円21銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 資 準 備	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 金 剰 余 計	利 益 剰 余 金 利 準 備	そ の 他 利 益 剰 余 金		
						配 当 準 備 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金
当 期 首 残 高	4,150	5,432	－	5,432	1,037	200	62	18,500
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								
当 期 純 利 益								
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			9	9				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩							△2	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	9	9	－	－	△2	－
当 期 末 残 高	4,150	5,432	9	5,442	1,037	200	60	18,500

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 上 延 誤 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計						
当 期 首 残 高	22,074	41,875	△1,321	50,136	5,805	△8	5,797	55,933
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	△1,364	△1,364		△1,364				△1,364
当 期 純 利 益	3,052	3,052		3,052				3,052
自 己 株 式 の 取 得			△1,344	△1,344				△1,344
自 己 株 式 の 処 分			38	48				48
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	2	－		－				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					2,017	△20	1,997	1,997
当 期 変 動 額 合 計	1,691	1,688	△1,306	392	2,017	△20	1,997	2,389
当 期 末 残 高	23,765	43,564	△2,627	50,528	7,823	△29	7,794	58,323

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法又は償却原価法（定額法）により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械及び装置並びに車両運搬具 3～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

販売した製品の無償サービス費用に充てるため、特定のものについては個別に検討して必要額を計上し、その他は売上高に過年度の実績比率を乗じて計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることのできる受注案件について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、発生時に全額費用処理しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に表示しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当社は、プレート式熱交換器・殺菌装置・滅菌装置・染色仕上機器・ボールバルブなどの製品及び部品の製造・販売及びそれに伴う据付工事・試運転等を主な事業としており、これらを顧客と約束した仕様及び品質の装置等を提供することを履行義務として認識しております。

ロ. イの義務に係る収益を認識する通常の時点としては、以下のとおりです。

i. 据付工事、試運転等の現地における役務を伴う履行義務につきましては、検収を受けた時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。

ii. i 以外の製品・部品販売の履行義務につきましては出荷又は引渡時点において顧客に対する支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|--------------|--|
| ①ヘッジ会計の方法 | 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。 |
| ②ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…売掛金、買掛金 |
| ③ヘッジ方針 | 為替リスク低減のため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。 |
| ④ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であるものについては有効性が高いとみなされることから、決算日における検証を省略しております。 |

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

・ 関連する会計基準等の定めが明らかなでない場合に採用した会計処理の原則及び手続き

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員に対する報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。

これに係る会計処理については、報酬債権を付与日における株式の時価に基づいて計上し、当該報酬費用を対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

・ 受注損失引当金

- | | |
|--------------------------------|--------|
| ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 | 356百万円 |
| ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 | |

当社は、当事業年度末における受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な案件の損失見積額を受注損失引当金として計上しております。具体的には、受注損失引当金に関する規程に従い、定期的に見積原価総額の見直しを行い、見積原価総額が受注金額を超過した場合には、当該超過相当額を受注損失引当金として計上しております。

見積原価総額の算定は、市場価格の変動や受注案件の製品仕様等による影響を受けるため、不確実性が伴います。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		25,193百万円
(2) 輸出受取手形割引高		9百万円
(3) 保証債務		
以下の関係会社の金融機関との取引に対し債務保証を行っております。		
日阪（中国）機械科技有限公司		115百万円
HISAKAWORKS SINGAPORE PTE. LTD.		23百万円
株式会社日阪プロダクツ		200百万円
(4) 関係会社に対する債権・債務	短期金銭債権	898百万円
	短期金銭債務	124百万円
	長期金銭債務	19百万円

4. 損益計算書に関する注記

・ 関係会社との取引高	売上高	1,377百万円
	仕入高	2,799百万円
	その他営業取引	104百万円
	営業外取引	261百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,475,638株	1,000,029株	36,800株	2,438,867株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による1,000,000株及び単元未満株式の買取り29株による増加分であります。
自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分36,800株による減少分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（2026年3月31日現在）

繰延税金資産	
製品保証引当金	34百万円
棚卸資産評価損	715
未払事業税	40
退職給付引当金	24
賞与引当金	226
投資有価証券評価損	18
関係会社株式評価損	21
関係会社出資金評価損	346
その他	251
評価性引当額	△401
繰延税金資産合計	1,276
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△27
その他有価証券評価差額金	△3,566
その他	△665
繰延税金負債合計	△4,258
繰延税金負債の純額	△2,982

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有)割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
子会社	日阪 (中国) 機械科技有限公司	所有 直接100%	資金の貸付、製品販売・仕入、技術支援、債務保証	資金の貸付 (注)	450	短 期 貸 付 金	450
子会社	HISAKA ARABIA HEAT EXCHANGER TRADING L.L.C - O.P.C	所有 直接100%	資金の貸付、製品販売・仕入、技術支援	資金の貸付 (注)	45	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	45

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

8. 収益認識に関する注記

・顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」 「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,218円12銭
(2) 1株当たり当期純利益	115円24銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社日阪製作所
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 本	伸 吾
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	則 岡	智 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日阪製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日阪製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社日阪製作所
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 本	伸 吾
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	則 岡	智 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日阪製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社日阪製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 服 部 直 人 ㊞

監 査 等 委 員 仲 井 晃 ㊞

監 査 等 委 員 藤 田 典 之 ㊞

(注) 監査等委員仲井晃及び藤田典之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。